

平成 26 年第 4 回市議会定例会において不採択となった陳情

番 号	① 陳 情 第 24 号 ② 陳 情 第 25 号 ③ 陳 情 第 35 号 ④ 陳 情 第 45 号 ⑤ 陳 情 第 46 号 ⑥ 陳 情 第 47 号	受理年月日	① 平 25. 8. 27 ② 平 25. 9. 6 ③ 平 25. 12. 11 ④ 平 26. 9. 22 ⑤ 平 26. 9. 22 ⑥ 平 26. 9. 22
件 名	① 県民の安全が担保されない拙速な川内原発 1・2 号機の再稼働を認めないよう県に働きかけることについて ② 川内原発 1・2 号機の再稼働に反対し廃炉を求める決議について ③ 川内原発の拙速な再稼働に反対する決議について ④ 九州電力川内原子力発電所に係る新規制基準適合性審査結果に関する住民説明会の鹿児島市内での開催を要請することなどについて ⑤ 川内原発を「新規制基準」に適合とし、再稼働を画策する原子力規制委員会の無責任を市議会で調査して解決策を決定することなどについて ⑥ 川内原子力発電所再稼働に向けて、鹿児島市全域を避難計画策定区域とすることについて		
結 果	平成 26. 12. 22 第 4 回定例会で不採択		
付託委員会	市民健康福祉委員会		
(委員会における審査経過) 本件は、24 号＝原発周辺の活断層の存在を全て解明すること。火山災害に対する安全性の根拠を明らかにすること。安全確認を最優先するため、6 カ月という枠にこだわらず審査するよう原子力規制委員会に要請すること。地震・火山問題について、鹿児島県独自の専門委員会を設置すること。地震・火山問題について、専門家による検討会を公開の場で実施すること。実効的な避難計画も策定されていない状況での拙速な原発再稼働には反対すること。以上の諸点を明示し、鹿児島県に対し川内原発の再稼働を認めないよう働きかけること。25 号＝「住民の安全を守る」一点で一致して、川内原発 1・2 号機の再稼働に反対し、廃炉にすることを求める決議をすること。35 号＝UPZ 圏内の住民、自治体議会及び首長から、川内原発 1・2 号機再稼働の同意を得ること。鹿児島県が実施する「避難時間推計シミュレーション」結果を踏まえた、要援護者を含む全ての住民の安全かつ実施可能な広域避難計画を策定すること。原子力規制委員会が福島第一原発の事故現場に立ち入り、原因究明に係る現場の状況を徹底的に調査・検証し、それに基づいた事故の再発を防止できる「規制基準」を策定すること。川内原発に係る地震・活断層、火山及び原子力			

防災、さらには、放射性廃棄物処理などについて、「電力業界のとりこ」ではない専門家による鹿児島県独自の委員会を設置し、技術的な助言を得て県が主体的に国及び九電等に対応できるようにすること。以上の事項が実施されない限り、県民の安心・安全な暮らしに責任を持つ鹿児島県が、川内原発1・2号機の再稼働について拙速に同意をしないことを決議すること。45号1項＝九州電力川内原子力発電所に係る新規制基準適合性審査結果に関する住民説明会の本市内での開催を、本市から国（原子力規制庁）に直接要請すること。2項＝本市独自の原子力災害時避難計画（UPZ圏内だけでなく本市全域について、要援護者避難計画、自然災害と原子力災害の二重災害時を想定した避難計画を含む）を早期に策定し、市民に公表した上で防災訓練を実施して普及を図ること。3項＝本市主催の原子力防災計画に係る説明会を開催すること。4項＝上記の具体的な避難計画が策定され、防災訓練が実施され、本市民の理解を得られるまで、川内原子力発電所1・2号機の再稼働を容認しないよう決議すること。46号1項＝川内原発を「新規制基準」に適合とし、再稼働を画策する規制委の無責任を市議会で調査して解決策を決定すること。2項＝火山のモニタリングの実現可能性について、市議会が直接調査を行い、その結果を市民に公表すること。3項＝噴火兆候時の全ての核燃料の安全かつ速やかな避難移動の実現可能性について、市議会が直接調査を行い、その結果を市民にわかりやすく公表すること。4項＝30キロ圏内・圏外それぞれの避難計画について、市議会の主導で早期に完成させること。5項＝避難の受け入れと市民の避難について、早急に取りまとめて公表すること。6項＝本市でスピーディの代替となる独自策を講じること。7項＝スクリーニングと除染場所と地点、また、その際の放射性廃棄物についての取り扱いを早急に定めて公表すること。47号1項＝本市全域を避難計画策定区域とすること。2項＝薩摩川内市、いちき串木野市、日置市に係る避難計画策定に当たっては、本市全域が放射性物質拡散区域となる可能性を考慮すること。以上の事項について、鹿児島県に対し申し入れること。以上の点について要請されたものである。

本件に対する国や県等の対応状況並びに当局の考え方等について伺ったところ、24号、25号、35号、45号2・4項、46号1・4項、47号1項＝川内原発の再稼働については、九州電力が、実用発電用原子炉に係る新規制基準が施行された平成25年7月8日に、国の原子力規制委員会に対し、原子炉設置変更許可、工事計画認可及び保安規定変更認可に関する申請を一括して行い、26年3月13日に開催された25年度第46回規制委員会において、川内原発について優先的に審査を進めることが決定された。

この審査は、福島第一原発事故による教訓等を踏まえたシビアアクシデント対策やテロ対策の新設、耐震・耐津波性能などの強化、活断層の認定基準の明示、より精密な基準地震動の策定、原発の半径160km圏内の火山を調査し予め防護措置を講じることなどが盛り込まれた新規制基準に基づいて行われ、原子力規制委員会や原子力規制庁における審査会合やヒアリング、現地調査等を経て、7月16日に開催された26年度第17回規制委員会において審査結果として審査書案が取りまとめられた。同案については、7月17日から8月

15日までの期間、パブリックコメント手続が実施された後、9月10日に、原子力規制委員会から九州電力に対し、川内原発の発電用原子炉設置変更許可が出され、10月9日から20日にかけて、薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、日置市及びさつま町の5つの会場において、県主催による川内原発に係る新規制基準適合性審査結果に関する住民説明会が開催された。その後、10月28日には、薩摩川内市議会の臨時議会において、川内原発の再稼働に賛成する陳情が採択されたことに伴い、同日、薩摩川内市長が「原発の再稼働を進めるという国のエネルギー基本計画について、立地自治体として理解する」旨の同意表明がなされた。また、11月7日には、県議会の臨時議会において、川内原発の再稼働に賛成する陳情が採択され、同日、県知事が、「政府の方針や原子力規制委員会の審査、県議会の判断等を総合的に勘案し、川内原発の再稼働についてはやむを得ない」とする判断が表明されたところである。

川内原発再稼働の判断については、県において、政府方針や原子力規制委員会の審査結果、住民説明会、県議会及び薩摩川内市の意向等を踏まえ、判断されたものであると考えており、本市としては、再稼働については、これまでも申し上げてきたとおり、住民の安全性を確保することが最優先されるべきであり、原子力規制委員会においては、引き続き、工事計画認可や保安規定変更認可について厳正に審査され、その上で、国において責任を持って判断することが必要であると考えている。

また、新たな原子力災害対策指針に基づく本市の避難計画については、福島第一原発の事故を受け、原子力災害対策重点区域の範囲を、従前のEPZ（防災対策重点地域）10kmから、UPZ（緊急時防護措置準備区域）30kmに拡大した国の指針を前提として、25年3月に修正された県地域防災計画「原子力災害対策編」を踏まえ、同年4月に策定した本市地域防災計画「原子力災害対策編」に基づき、同年11月に、川内原子力発電所から概ね30km内に居住する郡山地域の住民に係るバス避難時の集合場所や避難経路、避難所などを定めた原子力災害対策避難計画を策定した。また、その策定に先立ち、同年10月には、郡山地域の住民参加のもと、防災訓練を実施したほか、12月には避難計画の内容を掲載した「市民のための防災ガイドかごしま」を市内の全戸に配布するとともに、毎年5月に実施している地区別防災研修会の中でも説明を行った。この避難計画については、今後とも充実を図っていきたいと考えており、現在、国において30km圏外の対策などの検討が進められていることから、国や県の検討状況を注視するとともに、見直しが行われた際は、必要な対応を行うほか、訓練等を重ねる中で課題を整理、解決していきたいと考えている。

45号1・3項＝川内原発に係る新規制基準適合性審査結果に関する住民説明会については、立地自治体である県が再稼働の判断を行うに当たり、原子力規制委員会による審査に関する住民の理解を確認するために開催したものであり、UPZ内の人口を考慮して、南部地域による説明会は、本市ではなく日置市において開催されたところである。県においては、住民の一定の理解が進んだとして、審査結果に関する追加の説明会の開催を計画していないことから、本市としても独自の説明会の開催は計画していないところである。

46号2項＝原子力規制庁の説明によると、九州全域に破壊的被害をもたらすような巨大噴火については、過去の噴火履歴や地下のマグマの状況等を総合的に検討した結果、川内原発の運用期間中に火砕流等の影響が及ぶ可能性は十分小さいと判断しており、その上で状況に変化がないか等を継続的に確認するために、火山活動のモニタリングを行うこととしており、状況に変化が生じた場合には、早い段階で原子炉の運転を停止させるなど、必要な措置を講じていくという見解が示されている。

46号3項＝モニタリングを通じて火山現象の異常を捉えた場合には、原子力規制庁から電気事業者に対し、空振りを恐れずに核燃料の搬出を指示するとされており、それを受けて、稼働中の燃料については冷却するとともに、使用済み核燃料については、核燃料の輸送容器であるキャスク等に入れて施設から搬出する必要があるとされている。

46号5項＝広域避難計画については、放射性物質が最大同心円状に広まった場合に5万7,000人が本市に避難してくると想定しており、これを160カ所の避難所で受け入れる計画となっている。避難所については、台風や豪雨等による災害時と同様の対応により開設されることになることから、避難所班長の会議や所管部署を通じた文書等により案内していくこととしている。

46号6項＝スピーディについては、26年10月8日に、原子力規制委員会において、「原子力災害発生時に、いつどの程度の放出があるか等を把握することや気象予測の持つ不確かさを排除することは、いずれも不可能であることから、スピーディによる計算結果に基づいて防護措置の判断を行うことは被曝のリスクを高めかねないため使用しない」との考え方が示されたところであり、本市としては、代替となる独自策を講じることは考えていないところである。

46号7項＝スクリーニング及び除染場所等については、現在、避難計画の充実の一環として、避難所内、避難所に隣接した救護所で行うということで、検討を進めているところである。

47号2項＝広域避難計画においては、薩摩川内市、いちき串木野市、さつま町から本市に避難してくるようになってきている。これについては、放射性物質の拡散の状況に応じて対応をとることとなっているため、県が整備しているシステム等に基づき、拡散をしていない避難所へ避難することになると考えているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「24号については、活断層や火山災害及び火山予知等に備えることの難しさ、また、専門委員会を設置することや実効的な避難計画をつくることなどについて、しっかり解明されなければ再稼働すべきではないことを指摘するための陳情であり、それらのことについて理解できること。

25号については、薩摩川内市長が川内原発の再稼働に関する同意表明の会見の際に、地元雇用と地域経済が大事であると言われたが、しっかりと廃炉を決めれば、廃炉ビジネスにより同市が数十年間潤うことが想定され、その後の道筋をしっかりと決めていければ、安全で環境が放射能で侵されることはないと考えるところから、陳情要旨と思いが同じであ

ること。

35号については、現時点においても、未整理かつ、楽観的希望論だけに彩られた答弁であり、市民の安全が担保できているという状況にはほど遠いこと。

45号については、原子力災害の避難計画の策定はしているが、対応を迫られないと何もしないという状況であると感じたところであり、これでは到底住民の安全は守れないのではないかと考えること。

46号については、新規制基準の審査が残っている段階ではあるが、現時点で適合となっているものの中で、地震、火山に係る部分をみても、希望的な楽観論だけに支えられた証拠も乏しいものだけで固めて、合格が早々と出されており、そのようなことでは、陳情の要旨にある市民の命、健康、安全、財産等については全く責任を持ってないということを感じている。また、核燃料の避難に限らず対策の考え方はあるが具体は一切定めていない、定められないから計画はつくらないということでは、とても再稼働すべきではないと考える。さらに、スクリーニングや除染場所、放射性廃棄物の取り扱いについても、現時点では、曖昧でうやむやにされかねないような整理であること。

47号については、何か起こった時のことだけは対応を考えているが、それだけでは市民の安全は守れないことから、市内全域を避難計画策定区域と定めるような方向に導いていくことが、市議会としての役割ではないかと考えること。以上のようなことから、本件については採択したい。」という意見、

「川内原発の再稼働については、既に県議会及び県知事、それから薩摩川内市の議会、市長ともに同意していること。川内原発に係る新規制基準適合性審査結果に関する住民説明会については、県において一定の理解が進んだとして、追加の開催は計画しておらず、本市としても独自の開催は計画していないこと。避難計画については、本市としては、国の原子力災害対策指針や県の地域防災計画を踏まえる中で、UPZ内を対象とした避難計画を既に策定していること。スピーディについては、本市として代替となる独自策を講じる考えはないこと。以上のようなことを勘案すると陳情の趣旨に沿えないことから、本件については不採択としたい。」という意見、

「24号については、新規制基準の中身の問題解決ができておらず、原子力規制庁も、原発は絶対安全とは言えないと言っている。絶対安全とは言えない川内原発を再稼働させるということ自体あってはならず、また、そのことを県議会や県知事が容認したということも到底認めることはできないこと。

25号については、同様の陳情が各自治体にも提出されている中、始良市議会では廃炉決議を行っている。持続可能な社会をつくると言われるが、原発と人類が共存できないということは福島原発事故が示しており、ドイツでは廃炉を国として決めたことにより、再生可能エネルギーの普及が急速に進み、日本の倍以上のエネルギーシェアを占めている。廃炉の決断をしないと、いつまでも原発依存の社会が続くという点から、きっぱりと廃炉すべきということを自治体として確認することが求められていること。

35号については、再稼働すれば、核燃料のごみが新たにつくられることになり、その処分は六ヶ所村に持って行くことになるが、受け入れが可能か分からないとのことである。このような状況の中で再稼働を急ぐというあり方は認めるべきではないという立場にあること。

45号については、今後も住民説明会の開催を引き続き求めていく根拠はあると考えている。再稼働の規制基準の審査結果についての住民説明会は実現しなかったが、今後の原子力防災のあり方を含めて、規制庁や国、九電に対して説明責任を求めていくことは本市独自で判断できることであり、経済産業省も自治体の要請に応えることはやぶさかではないと発言されていることから、そういう可能性の道を切り開いておく必要があること。

46号については、市長をはじめ市当局は、県や国の考えに、また、原子力規制庁の言っていることにノーと言えず、暗黙で従う傾向がある。だからこそ、市民のもう一つの代表である議会に対し、独自に調査をしてほしい、取り組んでほしいという思いからの陳情であると考えており、市議会としてその思いに応えるべきであること。

47号については、UPZ外の地域も原子力防災対策の対象にすることについて検討の余地があり、今後、市内全域が避難計画策定の地域に必然的になっていく可能性は残されていると考えている。そういう意味で、陳情の趣旨に合致していると考ええる。また、福井原発の地裁判決に照らしても、30km圏外の地域の人々が原発事故の被害者となりうるという点で避難計画の策定区域にみなすべきということは、当然の要望ではないかと受け止めていること。以上のようなことから、本件については採択したい。」という意見、

「24号については、『実効的な避難計画も策定されていない状況での拙速な原発再稼働には反対すること』とあるが、郡山地域の住民の避難でさえうまくできない本市が受け入れる5万7,000人の避難者の計画もつくられていないという状況の中で、原発の再稼働については反対であること。

25号については、川内原発の稼働から約30年経っているが、今後いつまで稼働させるのか、先が全く見えない中で再稼働しようとしており、原発の安全神話崩壊の中で、再稼働させてはならないという強い思いがあること。

35号については、十分な避難計画ができ上がっていない中で、絶対安全とは言えない原発の再稼働を認めるわけにはいかないこと。

46号については、UPZの範囲が原発から30km内というラインが引かれたことにより、郡山地域の市民に対する責任というものが我々市議会に向けられていると理解していること。

47号については、福島第一原発事故の被害が、30km圏を超えて浪江町や飯舘村にも広がり13万人の避難者が生じるような状況が生まれた。その教訓を生かしていくべきであること。以上のようなことから、本件については採択したい。」という意見等が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。

番 号	陳 情 第 33 号	受理年月日	平 25. 11. 26
件 名	国からの交付税または公債に頼らず、地熱発電開発をすることにより鹿児島市独自の財源を確保することについて		
結 果	平成 26. 12. 22 第 4 回定例会で不採択		
付託委員会	環境文教委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、行政が中心となり、早急に地熱発電開発を行うよう要請されたものである。

本件に対する当局の考え方等について伺ったところ、地熱発電は、高温高压の熱水のある地下の地熱貯留層まで生産井と呼ばれる井戸を掘り、熱水や蒸気を汲み出して利用する発電方式であり、天候に左右されることなく安定した電力供給が可能で、設備利用率は70%程度とされている。その発電方式については、現在実用化されているものとしてはフラッシュ方式とバイナリー方式があり、フラッシュ方式は、地熱貯留層から約200～350度の蒸気等を取り出して気水分離器で分離した後、その蒸気でタービンを回して発電する方式で、現在広く用いられている。また、バイナリー方式は、一般的に80～150度の中高温熱水等を熱源に低沸点の媒体を加熱して発電する方式で、比較的最近実用化されたものである。これらのほか、実証段階のものとして、高温岩体発電や涵養地熱系があり、陳情文書表にある延性帯涵養地熱系発電は、平成25年に研究者から論文の発表がなされたものである。

県内の地熱発電所の状況については、建設中のものを含めて、4カ所設置されている。

①指宿市：九州電力山川発電所（発電方式：フラッシュ方式、発電規模：30、000kW、稼働時期：平成7年3月、25年2月からは250kWのバイナリー方式の実証試験を約2年間実施中）、②霧島市：九州電力大霧発電所（フラッシュ方式、30、000kW、平成8年3月）、③霧島市：霧島国際ホテル（フラッシュ方式、100kW、昭和59年2月）、④指宿市：メディポリスエナジー（建設中）（バイナリー方式、1、500kW級、平成26年9月予定）（平成26年3月調査）

課題としては、調査・開発段階で多数の坑井を掘削する必要があり、掘削に1本当たり数億円の費用を要することや、地熱発電所は山間部に建設されることから送電線設置に多額の費用を要し、他の再生可能エネルギーに比べ開発コストが増加すること、また、最新の探査技術等を用いても計画どおりの蒸気量が確保できないなどの開発リスクがあるほか、地熱資源の多くは国立国定公園内に賦存しているため、開発に規制があることや周辺の温泉資源への影響が出る可能性があることなどがある。

これらの課題がある中、桜島における地熱発電については、江原幸雄九州大学名誉教授の論文によると、「熱源の存在のもとで大規模な熱水系が発達するためには1万年の時間が必要であると言われており、噴火活動が活発であっても極めて若い活火山の場合、十分な熱水系が発達せず、天然蒸気を利用した現在普通に行われている蒸気発電は適用できない可能性があり、そのような例として桜島火山が挙げられる。」とされている。

また、本市が平成25年度に設置した再生可能エネルギー導入促進研究会においては、桜島は熱源としてのポテンシャルはあるものの地熱発電を行うための熱水が少ないことや、市域内の源泉は高いところで60度程度であり、一般的にバイナリー方式は80度以上の温泉水等を熱源とするため、現在の技術では発電はかなり難しいといった意見をいただいていることから、本市としては現状では地熱発電の開発は困難と考えているが、温泉水を活用したバイナリー方式については、今後の技術革新や設備容量の増加による発電コストの低減によっては、将来的には低温の温泉水も利用可能なレベルに達する可能性もあるのではないかと考えているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の考え方等を踏まえた場合、陳情の趣旨に沿えないものとして不採択とすべきものと決定。